

## 第 55 回福岡市個人情報保護審議会議事録

日 時	平成 28 年 3 月 30 日 (水) 10:00~12:00
場 所	福岡市役所 15 階 1503 会議室
出席者	<p><b>委員</b> (五十音順, 敬称略)</p> <p>石森 久広  五十川 直行  稲葉 美由紀  永星 浩一  櫻井 祐子  田代 昭彦  田邊 宜克  馬場 明子  村上 裕章 (会長)</p> <p><b>事務担当課</b></p> <p>保健福祉局高齢社会政策部高齢社会政策課  高齢社会政策課長 平田 俊浩  ICT活用推進係長 中田 和広  ICT活用推進係員 高橋 千尋</p> <p><b>事務局</b></p> <p>総務企画局行政部情報公開室  情報公開室長 豊嶋 英司  個人情報保護係長 若松 慎一  個人情報保護係員 曾我 まどか</p>
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「福岡市地域包括ケア情報プラットフォーム」の構築に伴う個人情報の公益上の取扱いについて (諮問)</li> <li>2 福岡市個人情報保護条例の改正について</li> <li>3 福岡市個人情報保護審議会運営要領の改正について</li> <li>4 個人情報の公益上の取扱いに関する基準の見直しについて</li> </ol>

### 開 会

(会長) 第 55 回福岡市個人情報保護審議会を開催する。本日は委員 2 名が欠席だが、条例第 59 条で定める過半数の出席を満たしていることから、審議会は成立している。また、本審議会は、公開であり、議事録も公開されることになる。

### 議題 1 「プラットフォーム」の構築に伴う個人情報の公益上の取扱いについて (諮問)

(事務担当課) 資料に沿って説明。

(会長) 今回の諮問は条例第 12 条に基づくものであり、具体的には、福岡市地域包括ケア情報プラットフォーム中の、在宅連携支援システムの結合にかかるものである。

(委員) 要支援及び要介護認定を受けている方が対象となる、という認識でよいか。

(事務担当課) そのご認識で間違いない。

(委員) 介護と医療のトータルケアを可能とする、よいシステムだと思うが、利用者側のメリットや、実証実験の実施時に、どのような世帯を対象とする予定かを聞きたい。また、同様のシステムを先行実施している他都市では、何か問題点等は上がってきていないのか。

- (事務担当課) 実証実験の世帯については、規模及び対象はまだ明確に決まっていないが、要支援認定者も含め、なるべく幅広く、全体を包括できるような実証実験を検討中である。本システムの直接の利用者は事業者であり、本人が利用するケースはほぼないと聞いている。本人の家族が見ることはあると聞いているが、機能としては、本人の情報を事業者が共有するためのものである。
- メリットについてだが、かかりつけ医やホームヘルパー、訪問看護師等といった、医療と介護の間で連携し情報共有をすることで、本人が在宅生活をするうえで、医療や介護サービスを切れ目なく提供することができるという点と、家族がその情報を共有することができるという点にあると考える。
- 現在は、本人に分からないように見守るという手法をとっているが、将来的には、セルフケアの方向へシステムを変えていくことになるだろう。
- (委員) 本人の同意が前提となっているということだが、要介護度等によっては、本人同意についての難しさもあるのではないか。
- (事務担当課) 後見人等の代理での同意をいただくというところで整理できないかと考えている。平成 28 年度の実証実験の中で、おそらく、後見人にはなっていない家族からの要望も来るのではと思っているので、医療機関と連携しながら、対応を検討していきたいと考えている。
- (委員) 本人の同意をとる際に、本人への説明等は誰がすることになるのか。
- (事務担当課) 様々なケースが考えられるが、これから介護認定を行う方であれば、ケアマネジャーが同意をとることになると思われる。他市町村の実績を見ても、ケアマネジャーが積極的に同意書を取ってきているというケースが多いようである。ただ、市としてそれでよいのかというのは別の問題であるので、実証実験段階で検討を行いたい。
- また、介護認定を既に受けている方は、直接区役所の窓口に来ていただき、説明を受けたうえで同意をいただくという手順を考えている。
- (会長) ケアマネジャーが同意書をいただいてくる場合は、市が本人に直接接触しないということか。
- (事務担当課) 現在、ケアマネジャーがケアプランを立てる際、介護認定の内容をデータではなく紙で閲覧するという仕組みをとっている。その場合、ケアマネジャーが事前に本人からの同意書を持参し、窓口で閲覧しているので、それと同じような流れになるとと思われる。
- (委員) 現時点でも、システムは違っても、個人情報共有されていると思うが、今後このシステムを導入することによって新たに共有される個人情報はるか。
- (事務担当課) 現時点ではない。
- (委員) 現在でも、ケアマネジャーを中心として、資料に記載のある 10 項目程度の情報は共有されているということか。
- (事務担当課) 全てのデータを全ての方が共有するものではない。介護認定情報はケアマネジャーしか知らない情報であり、ケアマネジャーに対してしか公開をしない。ケアプランは、介護事業者とケアマネジャー間で共有するものなので、医療機関からは見えない情報になる。現在は紙媒体で行っているのと同じ共有のレベルをデジタルで行うというものであり、個々の情報に関する閲覧範囲は、市がしっかりコントロールできるようにしている。
- (委員) 家族はどの情報にアクセスできるようになっているのか。
- (事務担当課) 家族と本人の生活状況、バイタルの記録は、家族も閲覧可能であり、対象者を支える事業者と家族間で直接やり取りできるようになっている。たとえば、介護認定時の主治医意見書は家族にも見せたくないという場合があるので、その時は家族にも見せないということができる。
- (委員) この「家族」には、同居だけではなく遠隔地にいる方も含まれるのか。

- (事務担当課) 対象にしたいと思っはいる。ただ、家族の範囲はまだ明確に決まっておらず、実証実験において、範囲と家族の確認をどうするかという問題が残っている。  
なお、パソコンを利用してのアクセスであれば、事前に認証を受けてアプリケーションを登録した人であれば、どこからでもアクセス可能である。タブレット端末は紛失の可能性があるので、規定の範囲以外のものに持ち去った場合は、システムがそもそも使えなくなる。
- (委員) 医療と介護の連携というのは、全国的な喫緊の課題だと思うが、医療情報の保有はしないのか。
- (事務担当課) 医療情報、いわゆるレセプトについては、電子カルテとの連携は、今後どうなるかはわからないが、今は行わないということになっている。
- (委員) 医師会との連携は行っているのか。
- (事務担当課) 市と市医師会が連携しながら進めている。本市においては、介護保険情報を基に、対象者の基本情報を市が提供することにより、他職種の方々に負担をかけないという理念で設計を進めている。
- (委員) データーセンターについて教えてほしい。
- (事務担当課) データーセンターの仕組みについて説明。データーセンターの保守・管理は、民間受託者であるデーターセンターに全て委託している。
- (委員) 不測の事態が発生した場合は、管理者権限で緊急停止できるということだが、この「管理者」というのは、福岡市のことを指すのか。
- (事務担当課) そのとおりである。
- (委員) 重大な事故が発生した際には、その対応も含め、ご報告をいただければと思う。
- (会長) 本システムは、非常に有益なシステムだと感じる一方、介護情報や健康情報といったセンシティブな情報を、インターネットを経由して、多様な方々が閲覧することができるという点が、これまでにない特色かと思う。インターネットでそういった個人情報を取り取りすることについて、セキュリティ上問題がないのかという、漠然とした不安は覚える。  
また、利用者として民間事業者及び本人が閲覧できるということだが、そういった個人情報を多くの人が見ることができる場合に、なりすまし等を含め、そこから情報が漏れる危険がないかというのが、素人的には心配されるところである。
- (事務担当課) セキュリティについて説明。
- (委員) 個人情報については、利用者側、使う側からの漏えいが多いと思うので、実証実験の中での問題点の洗い出しや、運用中の市町村からの情報収集等の対応をしてほしい。

## 実施機関 退出

- (会長) 異議が無として、本件については提案のとおり取り扱うことを認めることとした。ただ、意見があがっているように、個人情報の保護の観点には十分留意していただき、遺漏ないように運用することを要望したい。特に実証実験等をこれから行っていくこととなるので、その中で、問題がないかを確認していただきたい。
- (事務局) 実証実験の結果や課題について、答申の中に報告を求める旨の付記をするか。
- (会長) 前例等はあるだろうか。
- (事務局) 直接の例ではないが、次の展開をする場合には何らかの手続きを踏んでほしいという意見を要望のような部分で付した事例はあったと記憶している。
- (会長) では、時期は指定しないが、「実証実験の結果や課題等につき、報告を要望する」といった付言をすることとしたい。

## 議題2 福岡市個人情報保護条例の改正について

- (事務局) 資料に沿って、改正内容について説明。

### 議題3 福岡市個人情報保護審議会運営要領の改正について

- (事務局) 資料に沿って改正案の説明。
- (会長) 提案とおり、福岡市個人情報保護審議会運営要領を改正してよろしいか。
- (委員) 異議なし。
- (会長) では、この内容で福岡市個人情報保護審議会運営要領を改正することとする。

### 議題4 個人情報の公益上の取扱いに関する基準の見直しについて

- (事務局) 資料に沿って見直し内容について説明。
- (会長) 本件について、「要綱別表第2 個人情報の公益上の取扱いの基準」へ追加してよいか。
- (委員) 異議なし。
- (会長) では、該当項目について、文言の整理及び内容の追加をすることとする。  
また、この「個人情報の公益上の取扱いの基準」についてだが、要綱には、会長照会を行った案件について、審議会への結果報告を行うことが明記されていない。  
文言を加えてはどうか。
- (事務局) 要綱の改正を検討したい。

議事終了 閉会